

## 【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
  - 監事の監査について
  - 収支相償、特定費用準備資金について（再掲）
2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ
  - 令和 5 年度オンライン第 3 回および福岡相談会（対面式）の開催について

---

## 1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

---

### ■監事の監査について

監事は、理事の職務執行を監査（業務監査）し、計算書類等を監査（財務監査）することが求められています（法人法第 99 条第 1 項、第 197 条、第 124 条第 1 項、第 2 項、第 199 条）。そのために、監事には各種の権限が付与され、また義務・責任が課されています。

今回は、立入検査でよく指摘される事例をもとに、監事の監査業務についてご説明します。

まず、監事に関する指摘で多いのは、監事が、理事会への出席義務を果たしていないケースです。特に、複数いる監事のうち、一部の監事が理事会を欠席しているパターンが散見されます。

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません（法人法第 101 条第 1 項、第 197 条）。

監事が 2 名以上の場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになるため、すべての監事に理事会への出席義務が課されており、代理人の出席も認められません。

なお、上記の「必要があると認めるとき」とは、例えば、理事会において、代表理事及び業務執行理事が、自己の職務執行状況を報告していない場合等が考えられます。

仮に、理事の職務執行を監査する監事が、代表理事等による定期報告がなされてい

ないにもかかわらず、意見を述べない場合は、監事としての義務を怠り、権限を十分に行使していないと言わざるを得ません。

次に、監事の監査報告に関する指摘で多いのは、監査報告書の記載内容が実際には行われていなかった、又は、記載すべき事項が不十分であったというケースです。各事業年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければなりません（法人法第124条第1項、第199条、認定法施行規則第33条第2項）。

すなわち、監事は、計算関係書類、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、監査報告を作成しなければなりません。そして、記載する事項は、監事の監査方法及びその内容、受領した書類についての意見、理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったときは、その事実等になります（法人法施行規則第36条、第45条、第64条）。

仮に、監事が、計算書類等の調査をおざなりに行い、監査報告を毎年度定型的に記載して提出しているような場合は、不正や横領が起りやすい環境になってしまうおそれがあり、このような場合も、監事としての権限を十分に行使しているとは言えません。

前記のほか、監事は、公正不偏の態度及び独立の立場を保持しつつ、その職務を適切に遂行するため、理事及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければなりません（法人法施行規則第16条第2項・第3項、第64条）。

また、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければなりません（法人法施行規則第16条第2項、第64条）。

法人において、このような環境や体制の整備が十分でない場合には、適切なガバナンスの確保を図り、不正・横領を未然に防止するなどの観点から、必要な整備に取り組むことが重要です。

以上のように、監事は、業務及び財務の両面について監査責任を有しており、適正な法人運営を支えていく上で重要な機能を果たしているものと考えられます。

公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。その監事は、国民からの信頼を裏切らないよう常に自覚を持って職務を遂行することが必要です。

## ■収支相償、特定費用準備資金について（再掲）

収支相償は、公益認定法第5条第6号及び第14条に基づくものであり、公益法人が税制優遇を受ける前提となるものです。

収支相償は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準ですが、公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）問V-2-(3)にも掲載しておりますとおり、単年度で必ず収支が均衡することまで求めるものではなく、中長期で収支が均衡することが確認されればよいものです。

[https://www.koeki-info.go.jp/pdf\\_faq/05-02-03.PDF](https://www.koeki-info.go.jp/pdf_faq/05-02-03.PDF)

収支相償を含む財務基準を満たす方策の1つとして、特定費用準備資金の積立てについてご紹介します。

下記リンク先、公益法人 information 令和4年6月14日付「内閣府からのお知らせ」掲載の特定費用準備資金の広報資料「特費のすすめ」をご覧ください、特定費用準備資金の活用をご検討ください。

[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20220614\\_tokuhinosusume.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/20220614_tokuhinosusume.pdf)

---

## 2. 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会開催のお知らせ

---

### ■令和5年度オンライン第3回および福岡相談会（対面式）の開催について

内閣府では、公益認定申請や公益法人の運営に関する公益法人等からの相談に対し、弁護士、公認会計士等が個別に対応する無料の相談会を開催しています。

10月17日（火）にオンライン、10月23日（月）に福岡（対面式）で開催します。ぜひお気軽にご参加ください。

#### ○相談会

##### <オンライン第3回>

日時：令和5年10月17日（火）13：00～16：50【申込締切：10月3日（火）17時】

※Zoomを使用してのオンラインでの相談会となります。

##### <福岡>

日時：令和5年10月23日（月）13：00～16：50【申込締切：10月9日（月）17時】

場所：福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ10階  
JR博多シティ貸し会議室10階（博多駅直結）  
※今年度の福岡での対面開催は今回のみです。

詳細は下記をご覧ください。

オンライン第3回

[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/soudankai20230919\\_1.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/soudankai20230919_1.pdf)

福岡

[https://www.koeki-info.go.jp/pdf/soudankai20230919\\_2.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pdf/soudankai20230919_2.pdf)

=====  
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。  
◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから  
<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====  
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

TEL:03-5403-9586

Mail:koueki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====  
COPYRIGHT(C)2022 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。